

## 第 1 0 章 廃棄物処理



## 1. ごみ処理の現況

### (1) ごみ処理のエリア及び処理施設

平成 17 年 8 月 1 日に、旧八代市、旧坂本村、旧千丁町、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の 6 市町村が合併したことに伴い、合併協議に基づきごみ処理のエリアを南部ブロックと北部ブロックに分けて処理を行っていた。

平成 30 年 7 月 1 日から、市内全域のごみ処理を八代市環境センター（エコエイトやつしろ）で行っている。

※市町村合併以降、旧八代市⇒八代地域、旧坂本村⇒坂本地域、旧千丁町⇒千丁地域、旧鏡町⇒鏡地域、旧東陽村⇒東陽地域、旧泉村⇒泉地域と標記する。

### (2) ごみの収集

合併協議に基づき、地域毎にごみを収集している。

八代地域のごみ収集は、平成 11 年 1 月から「燃えるごみ」と「資源物」の 2 つの区分での収集を行っていたため、合併と同時に各地域の収集区分の統一を図った。

#### ① 燃えるごみの収集

各地域の「燃えるごみ」の収集頻度及び集積所数等は表-1 に示すとおり。

表-1

地 域	集積所数	収 集 頻 度	収集車輛
八 代	1,980	週 2 回／月・木、火・金、水・土 の 3 区分	12 台
坂 本	176	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	1 台
千 丁	161	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	2 台
鏡	路線収集+430	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	3 台
東 陽	60	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	1 台
泉	144	週 1 回／月、火、水、金 の 4 区分	1 台
合 計	2,951		20 台

○鏡地域以外はステーション方式で収集（集積所数の合計は鏡管内一部を含まない）。

○全地域において収集業務を委託している。

○八代地域の収集車輛は市の所有車輛を貸与している。

○泉地域の可燃物収集は、木曜日を利用し、月に 1 週のみ週 2 回収集を実施している。

○千丁・鏡・泉の各地域では、ハッピーマンデー収集を実施していたため、市民の排出機会の公平性を保つために、平成 19 年度から八代・坂本・東陽の各地域においても収集を開始した。

※ハッピーマンデー該当日： 7 月（海の日／第 3 月曜）、 9 月（敬老の日／第 3 月曜）  
10 月（体育の日／第 2 月曜）、1 月（成人の日／第 2 月曜）

#### i) 有料指定袋制の導入

八代地域では、平成 11 年 4 月から、ごみ処理手数料を含んだ有料指定袋制度を導入（指定袋の販売は、平成 11 年 3 月から開始）した。導入当初は大袋と中袋の 2 種類であったが、平成 11 年 10 月から、高齢者世帯や単身世帯などのごみの排出量が少ない世帯に対応するため、小袋の販売を開始した。

指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット・ホームセンター・コンビニエンスストア等ほか地域によっては区長・婦人会の団体を含む）323 店舗（令和 2 年 3 月末現在）で販売している。各地域の店舗数は八代：208 店舗、坂本：32 店舗、千丁：15 店舗、鏡：28 店舗、東陽：14 店舗、泉：22 店舗、氷川町 4 店舗となっている。なお、千丁、鏡地域では、区長による注文受付販売も実施している（鏡地域の注文受付販売は平成 30 年 6 月をもって終了）。

[有料指定袋の種類と販売価格]

合併協議により、販売する指定袋形状・デザイン及び価格は八代地域の例により統一した。なお、合併から 1 年間（平成 18 年 7 月 31 日まで）は、旧市町村時代に購入した指定袋の家庭内在庫分の使用を認めた。

大袋 45ℓ ・・1 枚 50 円／1 ロール：10 枚巻／500 円（非課税扱い）

中袋 30ℓ ・・1 枚 35 円／1 ロール：10 枚巻／350 円（非課税扱い）

小袋 15ℓ ・・1 枚 20 円／1 ロール：10 枚巻／200 円（非課税扱い）

② 「資源の日」の分別収集

各集積所には分別指導員を配置し、分別の現地指導を実施している。「資源物」の排出方法はステーション方式で、各区域の集積所数等については表-2 に示すとおり。

合併協議に基づき、合併当初の平成 17 年 8 月から市内全域で表-3 に示す品目で 20 分別による分別収集を実施しているが、八代、坂本地域では「ペットボトルのふた」の分別収集を平成 19 年 6 月から開始し 21 分別となっている。

また、千丁・東陽・泉の各地域では中型ごみのうち自転車等が収集対象となっていなかったため、平成 20 年 4 月から土曜日を利用して収集を開始した。

平成 21 年 7 月からは、「プラスチック製の容器包装」にレジ袋や包装フィルム等の包装物も対象とした。

また、平成 23 年度より乾電池を有害危険物から分け単独での分別収集を開始した。

「日用品のプラスチック製品」の分別収集のモデル事業を平成 21 年 1 月から麦島校区で実施し、平成 23 年 3 月より植柳校区、平成 24 年 3 月末までに金剛・二見・日奈久・郡築・昭和・松高・八千把・龍峯・宮地（宮地東町除く）校区、平成 25 年 3 月末までに太田郷・八代・代陽・高田校区において収集を開始した。平成 30 年 7 月から市内全域で収集を開始した。

表-2 「資源の日」の各地域の集積所数等及び分別品目数の変遷

地 域	集積所数	収集頻度	収集車輛	分別品目数の変遷	
八 代	391	月 2 回	16 台	8(H 8)⇒17(H11)⇒20(H12)⇒21(H19)⇒22(H23)	22(H30)
坂 本	80	月 1 回	5 台	18(H 9)⇒21(H12)⇒22(H14)⇒20(H17)⇒21(H19)	
千 丁	22	月 2 回	2 台	8(H11)⇒ 9(H14)⇒20(H17)⇒21(H21)	
鏡	45	月 2 回	2 台	11(H12)⇒12(H14)⇒15(H15)⇒17(H17)⇒20(H17)	
東 陽	32	月 1 回	2 台	7(H14)⇒11(H16)⇒20(H17)	
泉	46	月 1 回	2 台	5(H12)⇒20(H16)	
合 計	616		29 台		

- 市内全域、ステーション方式で収集
- 全エリアにおいて収集業務を委託している。
- 八代地域の収集車輛は市の所有車輛を貸与（12台）している。
- 八代地域では、収集日が祝日に当たる場合は振替収集を実施している。
- 千丁・東陽・泉地域では中型ごみ収集を、月1回又は2回、土曜日に実施していたが、平成30年7月から全エリアの分別品目を統一し、廃止した。

表-3 「資源の日」の収集品目（収集容器は八代地域の例）

分別品目	収集容器等	分別品目	収集容器等
①缶類	緑色の網かご	⑫中型ごみ	集積所の一角
②透明ビン	青色のコンテナ	⑬新聞・チラシ	〃
③茶色ビン	〃	⑭段ボール	〃
④その他の色ビン	〃	⑮雑誌・雑紙	〃
⑤生きビン	〃	⑯布類	〃
⑥紙パック	〃	⑰ペットボトル	緑色の網袋
⑦金属製のフタ	黄色のコンテナ	⑱白色トレイ	〃
⑧有害危険物	灰色のコンテナ	⑲プラスチック製容器と包装	〃
⑨ガラス・陶磁器類	〃	⑳紙製容器と包装	集積所の一角
⑩なべ・金物類	青色のコンテナ	㉑ペットボトルのふた	黄色のコンテナ
⑪小型電気製品類	〃	㉒プラスチック製品	青色の網かご

### (3) 搬入ごみ及び処理施設

市内全域のごみ処理を八代市環境センターで行っている。

搬入されるごみは、基本的に家庭から集積所に排出される家庭系ごみ以外に、家庭からの大型ごみを含む直接搬入ごみや、商店等の事業所から直接搬入される事業系一般廃棄物がある。

#### i) 搬入ごみ処理手数料

手数料は平成10年12月まで定量制（搬入車種での金額設定他）であったものを平成11年1月から従量制の重量10kg当り50円に変更、その後平成16年4月から重量10kg当り100円に変更した。

なお、適正処理困難物については従量制に加え、品目ごとの処理の困難性に応じた特別処理手数料を加算している。

表-4-1 搬入ごみ処理手数料（消費税を含む）

搬入施設	搬入ごみ処理手数料金	備 考
環境センター	重量10kg当り 100円	搬入されたごみに大型ごみがある場合は、表-4-2の特別処理手数料が加算される。
樹木剪定くずリサイクル施設	重量10kg当り 50円	市内全域からの搬入が可能

表-4-2 品目ごとの処理手数料（消費税を含む）

品 目		料 金
ユニット型エアコンディショナー*		1,500 円
テレビジョン受信機*	大 16 型及び 16V 型以上	1,000 円
	小 15 型及び 15V 型以下	500 円
電気冷蔵庫* 及び 電気冷凍庫*	大 171 リットル以上	1,500 円
	小 170 リットル以下	1,000 円
電気洗濯機* 及び 衣類乾燥機*		1,000 円
温水機、ボイラー		1,000 円
スプリング入りマットレス		1,000 円

※特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 19 条に規定する料金が支払われているものに限る。

ii) 処理施設

①八代市環境センター（愛称：エコイトやつしろ）

所在地 八代市港町 299 番地

ア. エネルギー回収推進施設

- ・着 工 平成 27 年 3 月 18 日
- ・しゅん工 平成 30 年 9 月 30 日
- ・処理方式 焼却方式（ストーカ式）＋セメント原料化＋山元還元
- ・処理能力 134 t / 日（67 t / 日×2 炉）
- ・建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造  
地上 5 階 延床面積 8,733.40 m<sup>2</sup>（ランプウェイ含む）

イ. マテリアルリサイクル推進施設

- ・着 工 平成 28 年 5 月 30 日
- ・しゅん工 平成 30 年 7 月 31 日
- ・処理方式 破碎、選別、圧縮、保管
- ・処理能力 18 t / 5 h
- ・建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造  
地上 3 階 延床面積 6,284.97 m<sup>2</sup>

②樹木、剪定くずリサイクル施設

所在地 八代市南平和町 355（八代ソイル株式会社）

- ・使用開始 平成 15 年 7 月 1 日
- ・処理能力 16 m<sup>3</sup>/8h×2 台
- ・処理方式 自走式チップーシュレッダーによる破碎処理
- ・処理実績 表-8 ごみ収集及び搬入量の経年変化を参照
- ・そ の 他 処理物については堆肥原料として利用

iii) ごみ等の処理

ア. 「燃えるごみ」の処理

中間処理後の焼却灰及び飛灰については、残渣資源化業者（焼却灰：セメント原料化、飛灰：山本還元）において資源化している。

イ. 「資源物」の処理

○新聞・雑誌・段ボール・紙パックなどの古紙類については、環境センター内

に貯留後、売却している。

○紙製容器包装は、環境センター内に貯留後、指定法人ルートで処理委託している。

○缶類は、鉄とアルミに選別・プレス後、売却している。

○透明ビン及び茶色ビン及び生きビンは不適合物を取り除いて売却している。

○その他の色ビンは不適合物を取り除き指定法人ルートで処理委託している。

○プラスチック製容器包装及びペットボトルはプレス後、指定法人ルートで処理委託している。

○有害危険物の廃蛍光管・廃乾電池は環境センター内に貯留後、処理委託している。

○金属類については、環境センター内に貯留後、売却している。

○日用品の廃プラスチック製品類は、不適合物を取り除いて売却している。

○その他の品目は、一時、環境センター内に貯留後、破砕など中間処理を経て、回収した金属類は売却、処理残渣については、焼却又は民間管理型最終処分場に埋立処分委託している。

#### (4) ごみ量の推移

##### ①燃えるごみ量の推移

表-5、表-7、図-1 及び図-3 に示すように、1 人 1 日当たりの燃えるごみの収集量は、僅かずつではあるものの減少傾向を維持しており、また、人口の減少もあり、燃えるごみの収集量は減少傾向であったが、令和元年度においては微増となっている。

平成 30 年 7 月から八代市全域のごみ処理を市環境センターで行っており、市全体の搬入量及び処理量については、旧処理体制と単純に比較することはできないため、今後の推移を見る必要がある。

##### ②資源物量の推移

表-6 及び図-2 に示すように、平成 30 年度以降の収集量が増加しているが、市清掃センター及びクリーンセンターと市環境センターでの資源物の計量に係る取扱いがそれぞれ異なるため、単純な比較ができない。また、燃えるごみ同様、市全体の搬入量及び処理量については、今後の推移を見る必要がある。

##### ③樹木剪定くずの資源化量の推移

平成 15 年度に開始した樹木剪定くずリサイクル事業による樹木剪定くずの資源化量は、平成 22 年度より民間事業者のリサイクル施設への搬入先もあり、搬入量は減少していたが、平成 29 年度から増加に転じていたが、令和元年度においては微減となっている。

表-5 各地域の燃えるごみの収集量の推移

単位[t]

年度	八代	坂本	千丁	鏡	東陽	泉	合計
H17	19,993	784	1,287	3,069	441	383	25,957
18	19,781	740	1,262	3,022	424	346	25,575
19	19,577	720	1,210	2,929	412	339	25,187
20	18,693	691	1,200	2,848	405	330	24,167
21	18,585	675	1,175	2,791	395	321	23,942
22	17,858	644	1,145	2,693	360	303	23,003
23	18,301	658	1,175	2,791	395	321	23,641
24	17,637	636	1,115	2,626	342	310	22,666
25	17,277	596	1,086	2,549	333	294	22,135
26	16,957	564	1,146	2,605	332	291	21,895
27	16,824	556	1,106	2,628	336	275	21,725
28	16,176	536	1,113	2,584	330	268	21,007
29	16,070	535	1,129	2,598	326	262	20,920
30	15,910	515	1,147	2,582	307	249	20,710
R 1	16,148	515	1,229	2,683	318	256	21,149

図-1 各地域の燃えるごみの収集量の推移

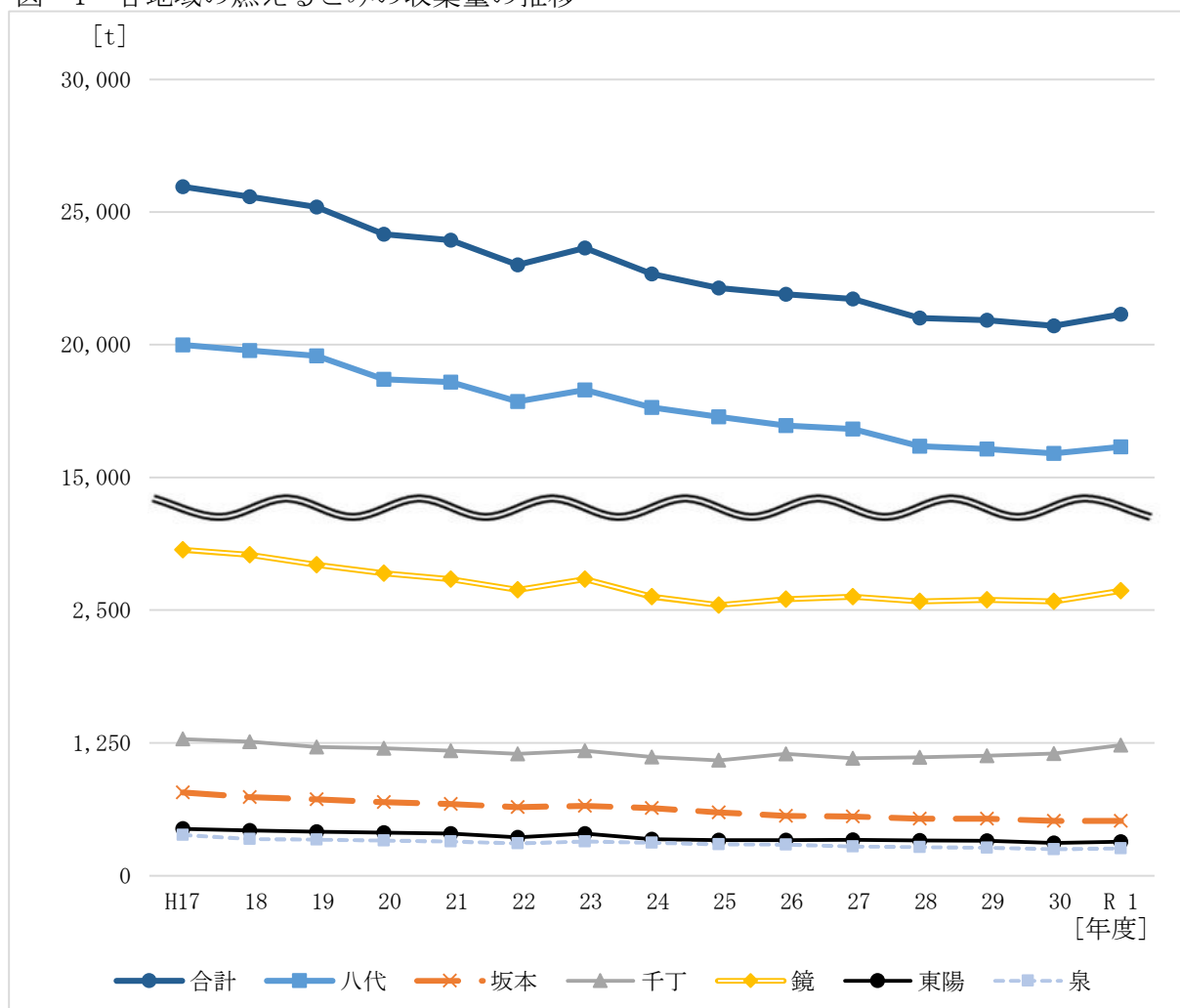




表-6 各地域の資源物の収集量の推移

単位[t]

年度	八代	坂本	千丁	鏡	東陽	泉	合計
H17	3,760	278	195	439	85	40	4,797
18	3,718	269	190	409	93	45	4,724
19	3,111	258	176	491	86	97	4,219
20	2,529	253	160	466	87	95	3,590
21	2,608	257	159	335	79	95	3,533
22	2,561	257	149	414	82	101	3,564
23	2,598	239	159	335	79	95	3,505
24	2,893	222	137	400	73	87	3,812
25	2,811	206	128	361	32	81	3,619
26	2,657	203	113	335	27	80	3,415
27	2,639	194	114	330	53	82	3,412
28	2,728	182	118	346	68	81	3,523
29	2,728	182	104	298	66	82	3,460
30	3,113	203	149	517	95	115	4,192
R 1	3,249	199	171	572	102	125	4,418

図-2 各地域の資源物の収集量の推移

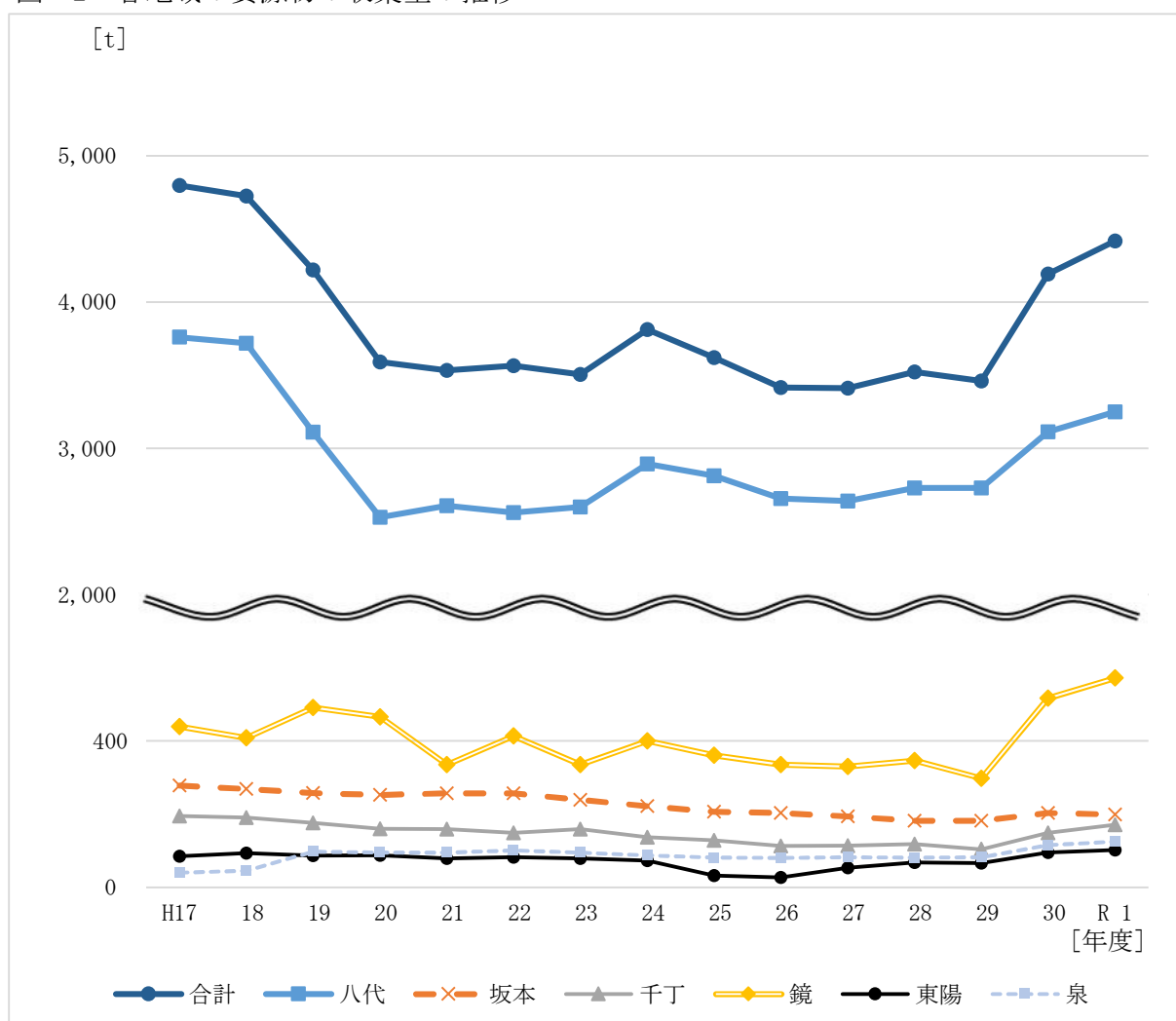


表-7 1人1日当たりのごみの収集量

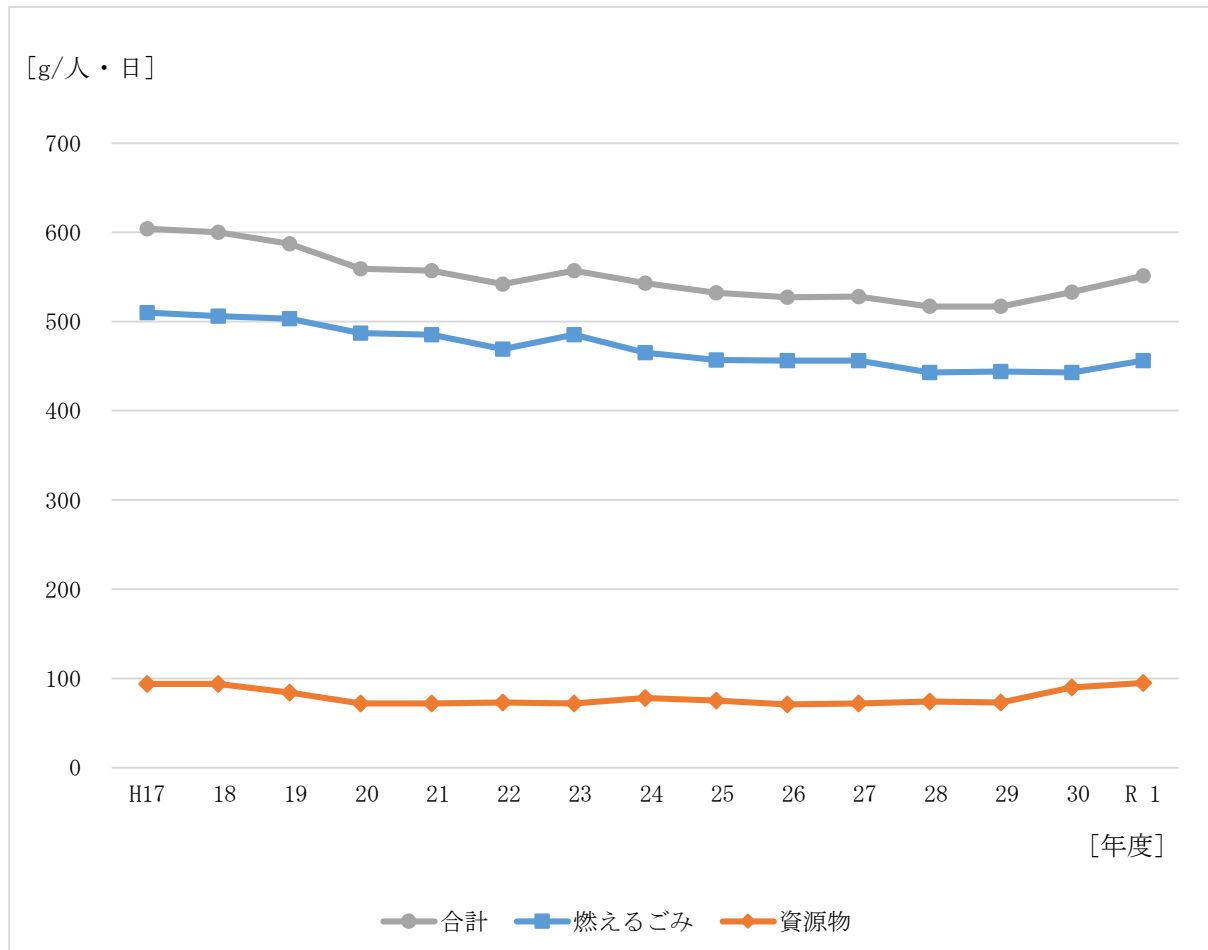
単位[g/人・日]

年度	燃えるごみ		資源物		合計		人口[人]
		( )		( )		( )	
H17	510	(100)	94	(100)	604	(100)	139,562
18	506	(99)	94	(100)	600	(99)	138,411
19	503	(99)	84	(89)	587	(97)	137,221
20	487	(95)	72	(77)	559	(93)	136,096
21	485	(95)	72	(77)	557	(92)	135,133
22	469	(92)	73	(78)	542	(90)	134,314
23	485	(95)	72	(77)	557	(92)	133,565
24	465	(91)	78	(83)	543	(90)	133,549
25	457	(90)	75	(80)	532	(88)	132,556
26	456	(89)	71	(76)	527	(87)	131,644
27	456	(89)	72	(77)	528	(87)	130,661
28	443	(87)	74	(79)	517	(86)	129,957
29	444	(87)	73	(78)	517	(86)	129,151
30	443	(87)	90	(96)	533	(88)	128,115
R 1	456	(89)	95	(101)	551	(91)	126,966

※ ( ) 内は平成17年度を100とした値

※人口は各年度9月末時点

図-3 1人1日当たりのごみの収集量



表一8 ごみ収集及び搬入量の経年変化

単位[ t ]

年度	燃えるごみ				資源物				集団回収※1		樹木剪定くず		ごみ量の総計	
	収集		直接搬入		収集		直接搬入		合計		合計		合計	
	収集	直接搬入	合計	合計	収集	直接搬入	合計	合計	合計	合計	樹木剪定くず	ごみ量の総計		
H 30	20,710.19 (15,138.29)	13,009.4 (9,877.33)	33,719.60 (25,015.62)	—	4,192.26 (3,287.74)	1,136.63 (359.91)	5,328.88 (3,647.65)	—	6,055.17	—	545.27	45,648.93 (28,663.27)		
R 1	21,150.53	13,407.71	34,558.24	—	4,417.65	517.22	4,934.87	—	6,039.77	—	532.95	46,065.83		

※1 市民団体等による資源物の収集において、市が把握しているもの。

※平成30年度の燃えるごみ及び資源物は市清掃センター、市環境センター及びクリーンセンター（北部ブロック分）の合計。下段は市環境センターの値（7月以降）。

表一9 ごみ処理量の経年変化

単位[ t ]

年度	資源化量										埋立処分			
	ごみ量の 総計※1 (a)	焼却量※2	主灰(セメント原料化)				飛灰(山本還元)		引渡・搬出※3	資源化量		焼却灰等	残渣※5	合計
			集団回収	樹木剪定くず	合計(b)	リサイクル率※4	集団回収	樹木剪定くず		合計(b)				
H 30	45,648.93 (28,663.27)	33,941.15 (24,822.05)	1,583.20 (1,583.20)	562.52 (562.52)	2,809.28 (1,973.49)	6,055.17	545.27	11,555.44 (4,119.21)	25.3%	450.98 (325.48)	1,118.02 (35.22)※6	403.58	1,569.00 (360.70)	
R 1	46,065.83	34,869.73	2,566.40	903.91	2,750.10	6,039.77	532.95	93,728.69	49.1%	0.00	403.58	403.58		

※1 燃えるごみ、資源物、樹木剪定くずの搬入量及び集団回収量の合計。表一11のごみ量の総計と一致する。

※2 焼却炉への投入量。ピット残、ピット内離脱液等により燃えるごみの搬入量と一致しない。

※3 資源物として搬入されたもののうち、資源化したものを引き渡し、搬出した量。

※4 リサイクル率 (%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100 = (b) / (a) × 100

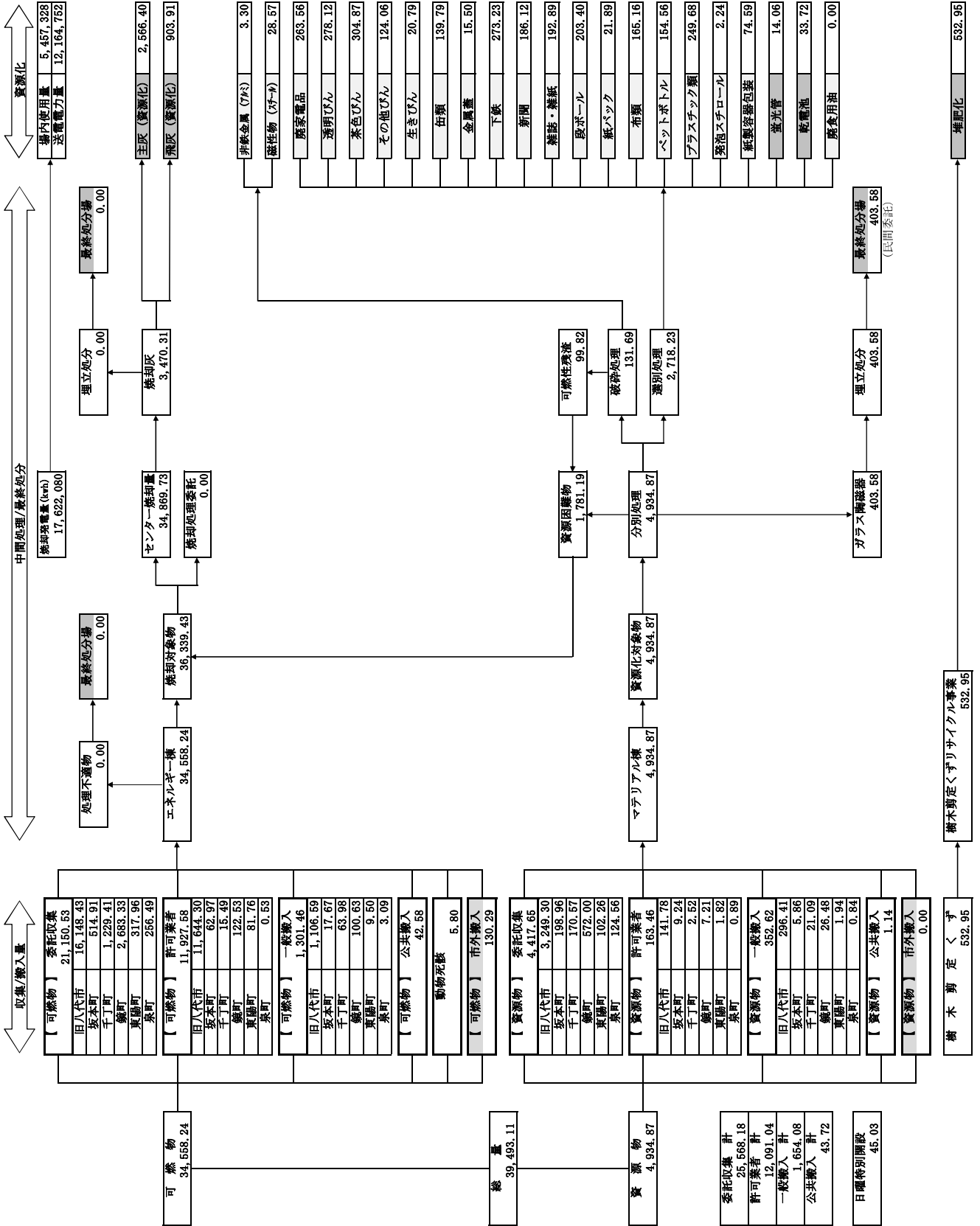
※5 資源物の内、ガラス・陶磁器類等の不燃性残渣。

※平成30年度は市清掃センター、市環境センター及びクリーンセンター（北部ブロック分）の合計。下段は市環境センターの値（7月以降）。

※6 エネルギー回収推進施設の性能試験時に発生したキレート処理飛灰。

平成31年度 八代市ごみ収集運搬・処理・処分・資源化一覧【環境センター】

単位：t



## 2. ごみ減量化対策

本事業は、特に焼却処理を行う「燃えるごみ」の削減を主な目的とし、家庭におけるごみの排出抑制及び事業系ごみの分別排出を中心に推進している。

### (1) 家庭系生ごみの減量

家庭における燃えるごみの約4割を占める「生ごみ」の排出抑制対策として、資源化・減量化への取組みの普及を目的とした「生ごみ堆肥化容器等設置助成金交付事業」と、その取組みへの導入体験として「段ボール箱を使った生ごみ堆肥化事業」を展開している。

#### ① 生ごみ堆肥化容器等設置助成金交付事業

##### ○ 事業概要

家庭において生ごみの減量化に取り組んでもらうため、平成4年度から生ごみ堆肥化容器（EM容器及びコンポスト容器等）の助成制度をスタートさせ、平成10年度からは更なる減量化を目指し、電気式生ごみ処理機（バイオ式・乾燥式）への助成制度もスタートさせた。令和元年度に本市が発信した「市民とともに進める8つの環境行動～広げよう！エコ8（エイト）行動～」においても、燃えるごみの減量化に有効な取組みとして「生ごみ堆肥化」を推奨している。

#### 【生ごみ堆肥化容器に対する助成】

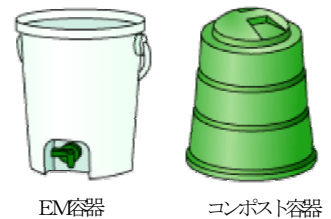
##### ○ 助成内容

生ごみ堆肥化容器…購入価格の（消費税込み）の1/2を助成

ただし、上限は1基につき5,000円で助成の対象は1世帯に1年間に3基まで

##### 〈生ごみ堆肥化容器の種類〉

- ・ EM容器：有用微生物を投入して堆肥化させるタイプ
- ・ コンポスト容器：土の中の微生物を利用して堆肥化させるタイプ



##### ○ 事業の経緯

助成制度を開始した当初は、コンポスト容器による堆肥化が主流であったが、平成6年度頃から婦人会活動で「EM容器による生ごみの堆肥化運動」が取り上げられ、EM容器が主流となった。

その後、平成10年度から電気式生ごみ処理機が普及しはじめたことによりEM容器の設置数は減少傾向にあるものの、平成17年度（市町村合併）、平成22年度（ごみ非常事態宣言）のように、電気式生ごみ処理機とともに一時的に申請件数が増加した年度もある。

また、生ごみ堆肥化容器として再び主流となったコンポスト容器には、現在も一定の需要がある。

## 【電気式生ごみ処理機に対する助成】

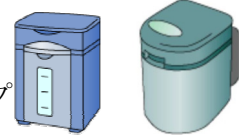
### ○ 助成内容

電気式生ごみ処理機…購入価格（消費税込み）の1/2を助成

ただし、上限は1機につき30,000円で助成の対象は1世帯に5年間で1機まで

### 〈電気式生ごみ処理機の種類〉

- ・バイオ式：有用微生物群を添加して堆肥化させるタイプ
- ・乾燥式：投入した生ごみを加熱・攪拌し乾燥させるタイプ



バイオ式

乾燥式

### ○ 事業の経緯

- ※ 平成10年度の生ごみ堆肥化容器の設置助成金の上限額は、1基につき3,000円（1/2を助成）。
- ※ 平成11年度から平成17年度の市町村合併まで、電気式生ごみ処理機の設置助成金の上限額は、1機につき15,000円。（1/4を助成）
- ※ 市町村合併後の電気式生ごみ処理機設置助成金の上限額を1機につき、25,000円（1/2を助成）に変更。
- ※ 平成27年度から生ごみ堆肥化容器の助成対象を「5年間に3基まで」から「1年間に3基まで」に変更。
- ※ 平成27年度から電気式生ごみ処理機設置助成金の上限額を1機につき30,000円（1/2を助成）に変更。
- ※ 平成30年度から生ごみ堆肥化容器設置助成金の上限額を1基につき5,000円（1/2を助成）に変更。

表-2 生ごみ堆肥化容器等設置助成事業実績の推移

年度	申請者数 (人)	設 置 助 成 数				
		計	生ごみ堆肥化容器 (基)		電気式生ごみ処理機 (機)	
			ぼかし容器	コンポスト	バイオ式	乾燥式
H11	713	968	492	161	315	
H12	259	367	176	45	146	
H13	245	279	93	39	147	
H14	169	205	100	30	75	
H15	119	136	48	20	68	
H16	99	115	38	14	31	32
H17	194	224	64	18	34	108
H18	130	143	30	19	22	72
H19	106	122	38	17	15	52
H20	93	112	43	31	6	32
H21	71	84	29	15	3	37
H22	296	370	149	96	4	121
H23	111	128	43	41	8	36
H24	126	144	46	50	6	42
H25	131	153	42	60	1	50
H26	96	113	23	52	1	37
H27	137	157	21	81	3	52
H28	122	134	4	90	1	39
H29	93	111	17	71	0	23
H30	88	98	12	49	2	35
R1	70	73	2	44	0	27

※平成 17 年 8 月 1 日の市町村合併までは、旧八代市のみの数値。

## ② 段ボール箱を使った生ごみ堆肥化事業

### ○ 事業概要

本事業は、平成 19 年度から「燃えるごみ」の削減と有機資源の利活用を目的とする「生ごみ堆肥化」への導入体験として実施し、その原理や効果を知ることにより効果的なコンポスト容器や電気式生ごみ処理機への関心に繋がることを期待している。

※ 本事業による堆肥化の原理は、基材として「ピートモス」と「もみ殻くん炭」を 3:2 の割合で用いて、段ボール容器中で微生物の好気性発酵により生ごみを分解するというもの。1 基の作成で約 3 ヶ月活用することができて、生ごみ 4.5 kg 分を堆肥化できるものである。

○ 実績

出前講座での講習

町内会や幼稚園、小学校、各種団体等からの要望を受け、市職員による出前講座での講習を行った。令和元年度は12回の開催で339名（うち、段ボール箱を使った生ごみ堆肥化については、下表のとおり）が受講された。

年度	段ボール箱を使った生ごみ堆肥化		
	講座回数	受講者数	キット配布数
H20	60回（うち市主催3回）	1,352	1,000
H21	59回（うち市主催8回）	1,382	1,382
	モニター事業	48	135
H22	31回（うち市主催4回）	576	474
H23	11回	233	223
H24	12回	187	185
H25	7回	281	252
H26	5回	171	131
H27	6回	122	117
H28	1回	50	50
H29	1回	50	50
H30	3回	13	13
R1	1回	5	5

※キット内容：段ボール、基材（ピートモス・もみ殻くん炭）、ごみ減量化総合ハンドブック

(2) 事業系ごみの減量化

① 多量排出事業所の指定

○ 事業概要

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）の排出量が1日当たり平均10kgを超えて排出する事業所を市が多量排出事業所として指定している。そのうち一定量を超えて一般廃棄物を排出する事業所には、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、この計画書に対して市から「事業系一般廃棄物の減量化」と「リサイクルの推進」に向けた指導や助言を行っている。

- ※ 提出書類
- イ) 一般廃棄物減量計画書
  - ロ) 当該年度一般廃棄物減量計画書
  - ハ) 一般廃棄物排出・減量化・リサイクルフロー
  - ニ) 前年度一般廃棄物処理等の実績報告書

○ 指定事業所数 全191事業所

内訳)・小売業：75	・卸売業：6	・製造業：10	・運送業：2
・サービス業：91	・行政機関：2	・教育機関：5	

※小売業とは、主に家庭用品・雑貨、食品及びその総合を卸商から仕入れ消費者に販売する業者をいう。(デパート・スーパー、ショッピングモール等)

※卸売業とは、生産者から購入し、小売業者に販売する業者をいう。(食品市場、建築資材等)

※製造業とは、品物を造る(製造)業者をいう。(紙材、機械、アルミ製品等)

※サービス業とは、結婚式場、ホテル、病院、福祉施設、給食センター、飲食店等をいう。



○ 指導・助言

現在、市が指定している多量排出事業所のうち、一般廃棄物減量計画書提出の対象事業所数は 191 事業所であり、業種・規模とも多岐に分かれている。事業所に対して、ごみの減量をお願いする際には、各事業所から提出された事業系一般廃棄物減量計画書や電話確認、訪問調査内容などを参考に、その解決に向けたアドバイスを行うこととしている。

(3) 「資源の日（日曜日版）」の実施

○ 事業概要

平成 20 年度から毎年実施している「燃えるごみの組成調査」の結果、本市の家庭から出る燃えるごみの中には、15～20%の資源物の混入が見られる。

現在、ほとんどの地域で資源物の回収を月 2 回設けているが、搬出機会を増やすことで少しでも資源物の混入率を低下させることと、市民の利便性向上を目的とし、平成 23 年 6 月より社会化実験として全市民を対象とした「資源の日（日曜日版）」を実施していたが、清掃センターを平成 30 年 6 月末に閉鎖することに伴い、平成 30 年 6 月に「資源の日（日曜日版）」を終了した。

○ 事業内容

毎月第 2 及び第 4 日曜日の午前 9 時から 3 時間、清掃センター北側広場において、町内における資源の日と同様の分別品目（22 品目）に加え「廃食用油」を無料で回収した。

○ 実績

年度	実施回数	延べ利用者数(人)	搬入量(トン)	うち	
				不燃系資源物	可燃系資源物
H23	11	1,926	72	25	47
H24	24	3,671	103	40	63
H25	24	5,165	144	49	95
H26	24	5,956	144	52	92
H27	24	7,370	162	64	98
H28	24	7,736	159	68	91
H29	24	8,589	150	67	83
H30	6	2,456	56	23	33

※平成 23 年度は月 1 回実施（12 月のみ 2 回実施）

#### (4) 「日曜特別開設」の実施

##### ○ 事業概要

平成30年6月まで行っていた「資源の日（日曜日版）」と同様に、市民の搬出機会を増やすことにより、燃えるごみへの資源物の混入を減らすことと、市民の利便性向上を目的として、平成30年10月から市内の一般家庭を対象に「日曜特別開設」を実施している。

##### ○ 事業内容

毎月第3日曜日（変更する場合あり）の午前8時30分から3時間、環境センターにおいて、町内における資源の日と同様の分別品目（22品目）に加え、粗大ごみ、廃食用油を通常日と同じ手数料で受け入れている。

##### ○ 実績

年度	実施回数	延べ利用者数(人)	搬入量(トン)
H30	6	480	18
R1	12	1,164	45

### 3. し尿処理の現況

本市におけるし尿処理は、本所管内においては「八代市衛生処理センター」で生し尿を処理し、「八代市浄化槽汚泥処理施設」で浄化槽清掃汚泥を処理している。坂本支所、鏡支所、千丁支所、東陽支所、泉支所管内については、「八代生活環境事務組合衛生センター」で生し尿及び浄化槽清掃汚泥を処理している。

各施設における処理量等については、表-1 から表-3 及び図-1 のとおり。

#### (1) 八代市衛生処理センターによるし尿処理と海洋投入

衛生処理センターは、昭和 35 年に処理能力 36k $\ell$  /日で供用を開始し、昭和 44 年に施設を増設したことで 86 k $\ell$  /日の処理能力を有していた。しかし、急激に増加した浄化槽清掃汚泥に対応できなくなり、昭和 48 年から海洋投入を開始した。また、現在は施設の老朽化も進み、当初建設した旧系列を停止し増設した 50k $\ell$  /日のみの施設で処理を行っている。

さらに平成 19 年からの海洋投入全面禁止を受け、新たに浄化槽汚泥処理施設を施設整備し、本所管内のし尿処理は衛生処理センターと浄化槽汚泥処理施設の 2 施設による陸上処理のみとなった。

#### (2) 八代市浄化槽汚泥処理施設

浄化槽汚泥処理施設は、平成 16 年 9 月、浄化槽清掃汚泥を処理するための施設として当施設の建設に着手し、平成 18 年 12 月より供用を開始した。

処理能力は 96k $\ell$  /日で直接脱水下水道放流方式により、浄化槽清掃汚泥と衛生処理センターから発生する消化汚泥・余剰汚泥の処理を行っている。

脱水後の汚泥については、民間企業に中間処理を委託している。令和元年度については、福岡県荏田町の三菱マテリアル(株)九州工場にてセメント原料、長崎県川棚町の(株)ハラサンギョウにて建設資材としてそれぞれ再利用を行った。

#### (3) 浄化槽

現在、本市に設置されている浄化槽の約 67%が、みなし浄化槽(単独浄化槽)である。今日の水質汚濁の原因は、主に生活雑排水であるが、みなし浄化槽は、水洗トイレの汚水だけを処理するため、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に流入する。特に、市街地域では生活雑排水による水質汚濁が顕著であることから、公共下水道又は合併処理方式の浄化槽の整備促進が望まれているところである。

一方、公共下水道の認可区域外については、引きつづき合併処理方式の浄化槽への切替えに努めるとともに、浄化槽の維持管理の徹底を図っていく必要がある。

なお、令和元年度に「八代市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、補助した基数は、151 基(延べ 869 人槽分)である。

表－1 八代市における生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量

単位[kℓ]

	発生量				処理量		合計	指数
	生し尿	浄化槽汚泥	余剰汚泥等	東陽・泉農集排汚泥	施設処理	海洋投入		
H28	10,667	38,570	582	221	50,040	0	50,040	100
H29	10,309	38,453	684	220	49,666	0	49,666	99
H30	9,844	37,796	738	210	48,588	0	48,588	97
R1	9,594	37,581	676	204	48,055	0	48,055	96

[備考]合計は発生量または処理量の合計。  
指数は平成28年度の合計量を100とした場合の値。

表－2 市施設における生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量

単位[kℓ]

	発生量			処理量			合計	指数
	生し尿	浄化槽汚泥	余剰汚泥等	施設処理		海洋投入		
				衛生処理センター	浄化槽汚泥処理施設			
H28	7,348	30,506	582	7,348	31,088	0	39,250	100
H29	7,117	30,544	684	7,117	31,228	0	38,436	98
H30	6,796	29,797	738	6,796	30,535	0	38,345	98
R1	6,623	29,884	676	6,623	30,560	0	37,183	95

[備考]合計は発生量または処理量の合計。  
指数は平成28年度の合計量を100とした場合の値。

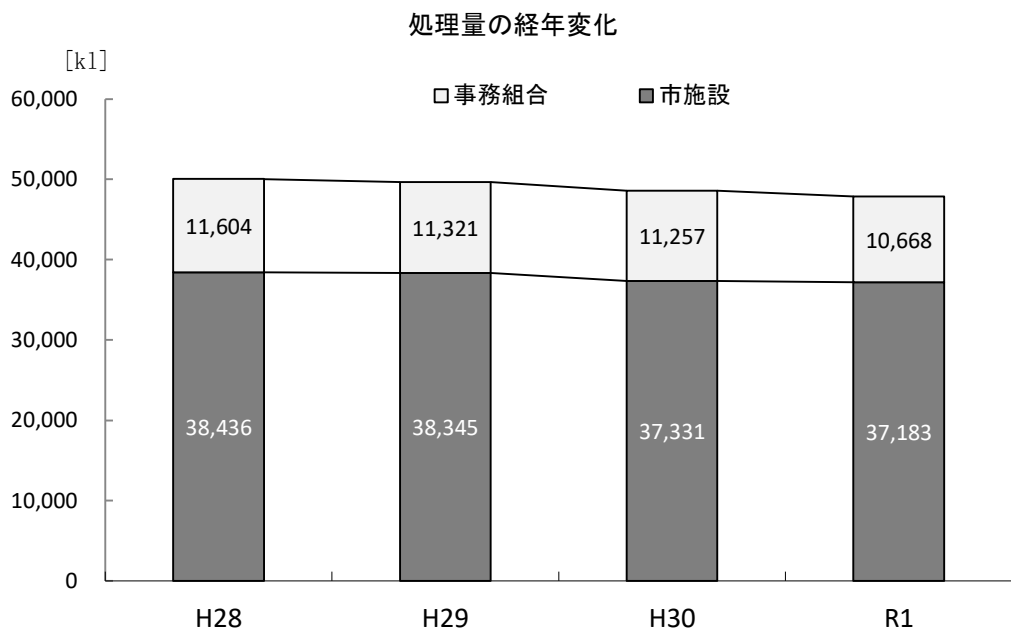
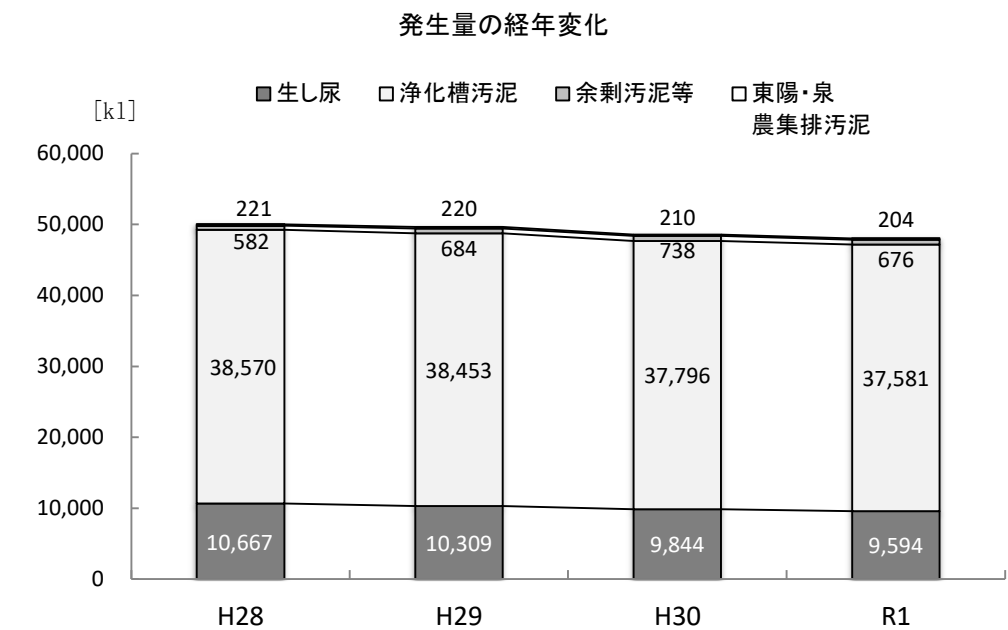
表－3 八代生活環境事務組合衛生センターにおける生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量

単位[kℓ]

	発生量				処理量	合計	指数
	生し尿	浄化槽汚泥	東陽町農集排汚泥	泉町農集排汚泥	施設処理		
H28	3,319	8,064	71	150	11,604	11,604	100
H29	3,192	7,909	70	150	11,321	11,321	98
H30	3,048	7,999	60	150	11,257	11,257	97
R1	2,971	7,697	54	150	10,872	10,872	94

[備考]氷川町分（竜北町・宮原町）を除く。合計は発生量または処理量の合計。  
指数は平成28年度の合計量を100とした場合の値。

図-1 八代市における生し尿、浄化槽汚泥等の発生量等の推移



#### 4. 浄化槽設置に対する補助金交付制度及び公共浄化槽等整備推進事業

近年、公共用水域の汚濁の大きな原因として生活雑排水が問題視されている。本市では、その対策として公共下水道の整備を計画的に進めているが、公共下水道が近い将来において整備できない地域に対しては、これに代わる対策が必要となる。

そこで、八代地域、坂本地域、千丁地域及び鏡地域では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「八代市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

また、東陽及び泉地域では、農業集落排水処理施設で処理する区域以外の区域において、「八代市浄化槽条例」に基づき、浄化槽設置希望者を募集し、審査後、市が浄化槽を設置、維持管理を行う公共浄化槽等整備推進事業（令和2年度より事業名称変更）を実施している。

##### (1) 対象地域

###### ① 補助を受けられる地域

八代、坂本、千丁及び鏡地域であって、公共下水道事業計画区域及び公共下水道建設予定区域を除いた地域、流域下水道事業計画区域及び流域下水道建設予定区域を除いた地域、その他、特に市長が認める区域

###### ② 公共浄化槽等整備推進事業対象地域

東陽及び泉地域であって、農業集落排水処理施設で処理する区域以外の地域

##### (2) 補助金の限度額

###### ① 新築、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)からの切替え及びくみ取便所からの改造

人槽	5人槽	7人槽	10人槽
補助金の限度額	332,000円	414,000円	548,000円

- 備考 1) 八代地域(旧八代市域)、千丁及び鏡地域については、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)からの切替えによる設置について、上記の限度額に300,000円を加算した金額
- 2) 東陽及び泉地域については、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)からの切替えによる宅内配管設置に対して300,000円を限度に補助する
- 3) 八代地域(旧八代市域)、千丁及び鏡地域については、くみ取便所からの改造について、上記の限度額に100,000円を加算した金額(坂本地域、東陽及び泉地域は除く) ※1)～3)については令和2年度より実施
- 4) 坂本地域(旧坂本村域)については、上記の限度額に1人槽当たり30,000円の補助を加算

(3) 実績状況

① 令和元年度補助金額

[単位：千円]

	八代地域	坂本地域	千丁地域	鏡地域	合計
国	12,489	404	110	3,345	16,348
県	11,713	431	0	1,602	13,746
市	17,878	2,083	222	5,933	26,116
合計	42,080	2,918	332	10,880	56,210

② 令和元年度補助設置基数

[単位：基]

	八代地域	坂本地域	千丁地域	鏡地域	合計
5人槽	76	3	1	20	100
7人槽	36	1	0	10	47
10人槽	3	1	0	0	4
合計	115	5	1	30	151
延人槽	662人	32人	5人	170人	869人

③ 令和元年度浄化槽市町村整備推進事業実績

[単位：基]

	東陽地域	泉地域	合計
5人槽	0	1	1
7人槽	0	0	0
10人槽	0	0	0
合計	0	1	1
延人槽	0人	5人	5人

